

「指定避難所」の一部指定取り消しについて

(1) 指定避難所の一部指定取り消しについて

久米島町では上記災害対策基本法の改正により、平成 29 年 1 月 1 日付で、災害対策基本法第 4 9 条の 4 の規定により、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として災害対策基本法第 4 9 条の 7 に基づき、町内 13 カ所を指定避難所として指定しました。

これまで指定避難所として指定した施設について指定基準を一部満たしていない、施設においても指定を行っていることから、県が平成 30 年 3 月に県が指定した津波警戒区域に該当する施設については、平成 30 年 5 月 31 日付けで、指定の取り消し(法第 49 条の 6)を行うものです。

なお緊急避難場所についての変更はありません。

(2) 指定取り消し月日

平成 3 0 年 5 月 3 1 日(木)

(3) 指定取り消し施設

施設名	住所	収容人員	海拔
① イーフ情報プラザ	比嘉 1 6 0 - 5 7	86 人	2 m
② 仲里小学校体育館	謝名堂 9 7 0	220 人	6 m
③ 久米島小学校体育館	嘉手苺 1	221 人	3 m
④ 旧久米島中学校体育館	儀間 5	273 人	2 m